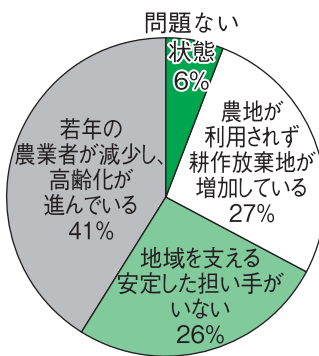


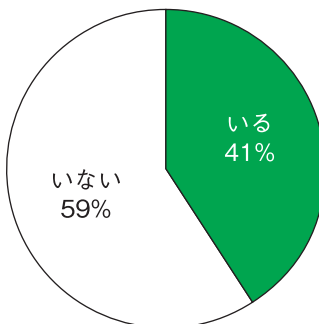
地域農業の将来(人と農地の問題)に関するアンケート調査結果について

平成24年7月末日で農家の方へアンケート調査を行いました。その結果(対象者2,703人 回答率31%)について、概要をお知らせいたします。詳細については、鏡野町のホームページに掲載しております。
(対象者は町内の農家の方で10a以上の経営面積をお持ちの方へアンケートを実施。)

Q1 あなたの集落・地域の農業(人と農地)は、10年後どのようなになっていると思いますか。

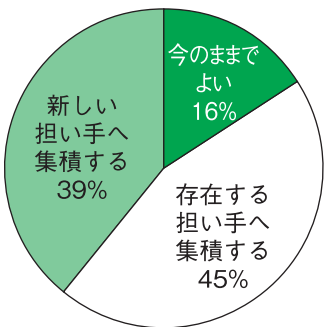


Q2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる担い手がいますか。

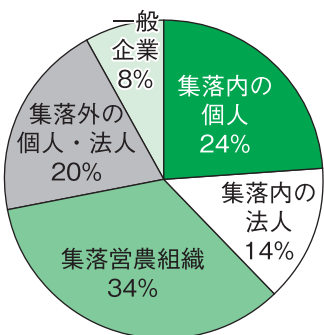
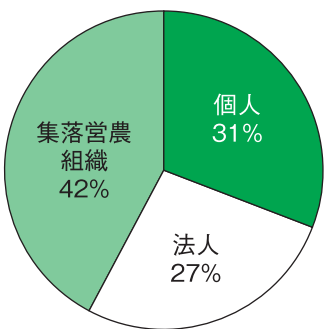


Q3 あなたの集落・地域の農業を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。

(存在する担い手へ集積するの内訳)



(新しい担い手へ集積するの内訳)



*アンケート結果では、地域に担い手がいなく、高齢化が進み、今後の農業経営に大きな不安を持たれている方が多数おられます。今後、新規就農者の育成や集落営農の組織化が急務であることが伺えます。鏡野町としても、新規就農者確保のための町内外への推進活動や集落営農の組織化に向けた集落座談会・研修会などを継続実施していきたいと考えています。

鏡野町役場 産業観光課 電話54-20987

農林業者が自らの事業に対する被害防止の目的で「囲いわな」を設置できる場合

次の条件を満たした場合のみです。

- 狩猟期間内であること(11月15日～2月15日)ただし、イノシシ・ニホンジカは3月15日
- 狩猟可能区域であること
- 自己所有地の農林業敷地内であること
- 「囲いわな」であること

*「囲いわな」とは、獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が半自動的に閉まることにより、鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなのことである。はこわなに似ているが、天井部分がない。

これ以外は「わなの狩猟免許・狩猟登録」が必要です。

農林業敷地以外での自己所有地は、法律により罰せられますので絶対にしないようお願い致します。

農林業者とは、農林業により一定の収入を得ている者を指し、自家消費のための作物を栽培している者を含みません。

なお、囲いわなをされる方は、役場に報告をお願いします。

また、有害鳥獣等でお困りの方は、役場、猟友会等に相談をお願い致します。

鏡野町役場 産業観光課 電話54-20987